

下野市奨学金の 償還一部免除制度

要項

1. 償還一部免除の条件

下記の(1)～(6)のすべての要件を満たすことが条件になります。(条例12-2)

- (1) 下野市奨学金の貸付期間が2年以上であること。
- (2) 在学する学校を正規の修業期間内で卒業していること。
※傷病等やむを得ない事情により休学等をした場合を除きます。
- (3) 最終学校を卒業した月の翌月から1年以内に市内に居住し、引き続き5年以上継続して居住していること。
※大学卒業後、大学院に進学した場合は、大学院が最終学校になります。
- (4) 市内に居住している間に就業していること。(市外の事業所等でも可)
※妊娠その他正当な理由により就業が困難な場合は除きます。
- (5) 遅滞なく下野市奨学金の償還をしていること。
※大学院等、さらに上級の学校に進学したときの償還猶予は除きます。
- (6) 市税を完納していること。



- ## 2. 償還免除額
- 修学資金総額の**4分の1**を免除します。(規則14-3)
※100円未満の端数が生じた場合は切り捨て。
※入学一時金は償還一部免除の対象外です。



3. 申込方法 事前申請及び本申請が必要です。

- (1) 事前申請……下記①～④の書類を教育総務課へ提出してください。

①下野市奨学金償還免除事前申請書(様式第10号)

※奨学生であった方、保護者及び連帯保証人の連署が必要です。

②最終学校の卒業証明書(卒業を証明できる書類)

③住民基本台帳確認のための同意書(様式第11号)

④就労証明書(様式第12号)

※自営業者としての就労等の理由により提出が難しい場合は、就労している事実を証明する書類。

※「就労証明書」は、必ず就労先の事業所に作成を依頼してください。

☆審査後、申請者には**下野市奨学金償還免除候補者決定通知書**(以下、「候補者決定通知書」という。)をお送りします(規則13)。

○ご注意

☆候補者決定通知書の受取後、住所や氏名に変更等があった場合は、下野市役所教育総務課までご連絡のうえ、「**下野市奨学金奨学生等異動届**（様式第5号）」を必ず提出してください（規則10）。

☆候補者決定通知書の受取後、償還一部免除の要件を満たすことができなくなると認められる場合は、奨学金の償還一部免除の決定が取り消されますので、注意してください（規則13-5）。その場合は「下野市奨学金償還免除候補者決定取消通知書」をお送りします。

(2) 本申請……償還一部免除の条件をすべて満たした後、下記①～④の書類を教育総務課へ提出してください。

①下野市奨学金償還免除申請書（様式第15号）

※奨学生であった方、保護者及び連帯保証人の連署が必要です。

②住民基本台帳確認のための同意書（様式第11号）

③就労証明書（様式第12号）

※自営業者としての就労等の理由により提出が困難な場合は、就労している事実等を証明する書類。

※「就労証明書」は、必ず就労先の事業所に作成を依頼してください。

④市税を完納していることを証明する書類

☆書類審査後、すべての条件を満たしたと認められる申請者には**下野市奨学金償還免除決定通知書**（以下、「償還免除決定通知書」という。）をお送りします（規則14-2）。

○ご注意

償還残額がある場合は、免除決定通知書を受け取った後も償還を続ける必要があります。償還免除決定通知書の内容を十分ご確認ください。

（償還一部免除の流れについては、次ページをご覧ください。）

例：大学生（4年制/修学資金月額5万円貸付）の場合

大学1年生～大学4年生
（貸付期間）

卒業（貸付終了）

償還開始

事前申請

候補者決定通知書交付

本申請

償還免除決定書通知交付

奨学金の償還継続

奨学金の償還一部免除

貸付総額 240万円
（5万円×12か月×4年間）【修学資金】
この場合、貸付期間の2.5倍の期間である
10年間（月額2万円ずつの償還）で償還します。

卒業2年目から奨学金の償還が始まります。

事前申請がないと本申請ができません。

候補者決定通知書が届いたら、本申請のとき
まで大切に保管してください。

本申請がないと正式な決定にはなりません。
事前申請後、以下のすべての条件を満たした後
に本申請をしてください。

- ・卒業後1年以内に下野市に居住し、以後5年間
継続して居住し続けている。
- ・市内に居住している間に就業している。
- ・下野市奨学金を遅滞なく償還している。
- ・市税を完納している。

修学資金総額240万円の4分の1を免除
→60万円の免除
奨学金の償還残額が60万円になるまで
奨学金の償還を続けます。

奨学金の償還残額が60万円になったとき、
（今回の場合、償還開始から7年6か月後）
それ以降の奨学金の償還を免除します。

※高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校または専修学校の高等課程を含む）及び
大学（短期大学または専修学校の専門課程を含む）の両方で下野市奨学金を利用した場合、
償還免除の対象になるのは大学奨学金のみとなります。

※下野市奨学金償還残額が修学資金総額の4分の1以下になっている場合は、その差額を払い
戻します。

※下野市奨学金の償還がすべて終了している場合は、修学資金総額の4分の1を払い戻します。

○償還と免除額の例

◇修学資金月額4万円、入学一時金30万円、4年間の貸付の場合

○償還総額が222万円（4万円×12か月×4年間+30万円）なので、
償還一部免除がない場合は、月1万9千円ずつ5年間、月1万8千円ずつ5年間
【計10年間】（償還期間の2.5倍の期間）の償還です。

○償還免除額は修学資金総額の192万円×1/4=48万円であり、

（※入学一時金30万円は免除の対象外になります。）

償還一部免除後の償還総額は222万円-48万円=174万円です。

そのため、月1万9千円ずつ5年間、月1万8千円ずつを2年9カ月、月6千円を1カ月

【計7年10カ月間】で償還していただきます。

◇修学資金3万円、入学一時金なし、3年間の貸付の場合

○償還総額が108万円（3万円×12か月×3年間）なので、

償還一部免除がない場合は、月1万5千円ずつ6年間（償還期間の2倍の期間）の償還です。

○償還免除額は修学資金総額の108万円×1/4=27万円であり、

償還一部免除後の償還総額は108万円-27万円=81万円です。

この場合、本申請ができる5年後には、1万5千円×12か月×5年間=90万円を
すでに償還しているため、

償還一部免除決定後、償還一部免除後の償還総額である81万円との差額分である
9万円を払い戻します

◇修学資金月額3万円、入学一時金なし、2年間の貸付の場合

○償還総額が72万円（3万円×12か月×2年間）なので、

償還一部免除がない場合は、月1.5万円ずつ4年間（償還期間の2倍の期間）の償還です。

○償還免除額は修学資金総額の72万円×1/4=18万円であり、

償還一部免除後の償還総額は72万円-18万円=54万円です。

この場合、本申請ができる5年後には、72万円全額を償還しているため、

償還一部免除決定後、修学資金総額の4分の1である18万円を払い戻します。

※ご不明な点がございましたら・・・

市のホームページをご覧ください。もしくは教育総務課までお問い合わせください。

問い合わせ先：下野市笹原 26 番地(下野市役所3階) ☎0285-32-8917